

議案第 6 5 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

- 10 平成 30 年 4 月 1 日から同月 30 日までの間、市長及び副市長の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10</u> 平成30年4月1日から同月30日までの間、市長及び副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p><u>11</u> 略</p>	